

## 第44条ただし書許可について

建築物や擁壁は、建築基準法上の道路内に建築してはなりません。ただし、公益上必要な建築物等で、建築審査会の同意を得て特定行政庁が許可した場合は建築できます。

### 参考

(建築基準法第44条 抜粋)

建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 地盤面下に設ける建築物
- 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
- 三 地区計画の区域内の自動車のみ交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
- 四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

### 用語説明

特定行政庁：建築主事を設置した市町村長又は都道府県知事。

建築主事：確認及び検査を行う為に特定行政庁の指揮監督下に設置（任命）された者。

建築審査会：第三者的立場から特定行政庁の例外許可等の処分に対する同意や、特定行政庁等への審査請求の裁決を行う機関。

建築審査会は年4回開催します。建築審査会での手続きは、建築審査会を開催して処理する個別審議案件と、建築指導課で処分する一括同意案件の2つがあります。

### 建築基準法第44条ただし書許可に係る手続き

手続きの流れは以下のようになります。

